毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和８年11月６日
金　曜　日

第5589号

目　　次

告　　示
○土地区画整理事業の施行認可　1
公　　告
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出　2
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施　5

告　　示

富山県告示第478号

土地区画整理事業の施行認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第４条第１項の規定により射水市奈呉町第二街区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第９条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和８年11月６日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　土地区画整理事業の名称

射水市奈呉町第二街区土地区画整理事業

２　施行者の名称及び住所

新湊都市開発株式会社　射水市足洗新町一丁目 101番地

３　事業施行期間

施行認可公告の日から令和10年３月31日まで

４　施行地区

射水市放生津町の一部

５　事務所の所在地

射水市足洗新町一丁目 101番地

６　施行認可の年月日

令和８年11月６日

７　事業年度

毎年４月１日から翌年３月31日まで

８　公告の方法

事務所及び射水市役所に掲示

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

公　　告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和８年11月６日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　店舗の名称及び所在地

Ｐａｒａｄｅ今泉本店　富山市今泉73

２　店舗を設置する者　株式会社ワシントン靴店

３　変更事項

⑴　大規模小売店舗の名称

（変更前）ワシントン靴店　今泉店

（変更後）Ｐａｒａｄｅ今泉本店

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ワシントン靴店　代表取締役　北川　陽一　富山市総曲輪３丁目５番５号

（変更後）株式会社ワシントン靴店　代表取締役　北川　裕久　富山市婦中町青島 401番地

⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ワシントン靴店　代表取締役　北川　陽一　富山市総曲輪３丁目５番５号

（変更後）株式会社ワシントン靴店　代表取締役　北川　裕久　富山市婦中町青島 401番地

４　変更の日　⑴平成26年６月１日

⑵⑶住所変更：令和４年９月10日

代表者変更：令和元年10月14日

５　変更の理由　⑴屋号変更のため

⑵⑶住所変更：本社住所変更のため

代表者変更：代表者交代のため

６　届出の日　令和８年10月15日

７　縦覧場所　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

８　縦覧期間　令和８年11月６日から令和９年３月８日まで

９　その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第８条第２項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

⑴　氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

⑵　⑴の事項の公表の可否

⑶　当該店舗の名称及び所在地

⑷　意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準

用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和８年11月６日

富山県知事　新　田　八　朗

１　店舗の名称及び所在地

エディオン富山布瀬店　家電＆リフォーム館　富山市布瀬町南一丁目７－４

２　店舗を設置する者　有限会社橘商事

３　変更事項

⑴　大規模小売店舗の名称

（変更前）１００満ボルト富山店

（変更後）エディオン富山布瀬店　家電＆リフォーム館

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社サンキュー　代表取締役　道法　一雅　福井県福井市新保北一丁目 601番地

（変更後）株式会社エディオン　代表取締役　久保　允誉　広島県広島市中区紙屋町二丁目１番18号

４　変更の日　令和７年４月１日

５　変更の理由　「株式会社エディオン」が「株式会社サンキュー」を吸収合併し、地位承継したため

６　届出の日　令和８年10月22日

７　縦覧場所　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

８　縦覧期間　令和８年11月６日から令和９年３月８日まで

９　その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第８条第２項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

⑴　氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

⑵　⑴の事項の公表の可否

⑶　当該店舗の名称及び所在地

⑷　意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年11月６日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　入札に付する事項

⑴　調達物品等の名称及び数量

大型二種自動車　１台

⑵　調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

⑶　納入期限

令和９年３月31日

⑷　納入場所

入札説明書による。

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和８年富山県告示第 146号）第１の規定に該当しない者であること。

⑵　富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第３項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がＡとして登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和８年富山県告示第146号）第４の４に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

３　入札に参加する者に求められる義務

⑴　本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書及び入札説明書で定める書類（以下「入札参加申込書等」という。）を⑶に掲げる期限までに４⑴に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した入札参加申込書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑵　入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において２の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

⑶　入札参加申込書等の提出期限

令和８年11月24日　午後５時15分

４　入札書の提出場所等

⑴　入札書、入札参加申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570　富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話　076-441-2211

⑵　入札説明書の交付方法

令和８年11月６日から同年11月13日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで、前記⑴の場所において希望者に無料で交付する。

⑶　入札書の提出期限

令和８年11月27日　午前10時

⑷　入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

５　開札の日時、場所等

⑴　開札日時

令和８年11月27日　午前10時

⑵　開札場所

〒930-8570　富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部９階　901会議室

⑶　開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までにその旨を４⑴の機関に届け出るものとする。

6　入札保証金に関する事項

免除とする。

7　入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

⑶　入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8　入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の非課税に該当するものに係る額を控除した金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から非課税に該当するものに係る額を控除した金額の 110分の 100に相当する額に非課税に該当するものに係る額を加えた金額を入札書に記載すること。

9　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ

ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

⑶　開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10　その他

⑴　契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

⑵　入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

⑶　契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

令和８年11月６日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番